主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人高橋賢一の上告趣意のうち、公職選挙法二五二条の規定の違憲をいう点は、 右規定が憲法三一条に違反しないことは、当裁判所の判例(昭和二九年(あ)第四 三九号同三〇年二月九日大法廷判決・刑集九巻二号二一七頁)の趣旨に徴して明ら かであるから、所論は理由がなく(最高裁昭和五五年(あ)第一四七二号同五六年 七月二一日第三小法廷判決・刑集三五巻五号五六八頁、同昭和五五年(あ)第一五 七七号同五七年三月二三日第三小法廷判決・刑集三六巻三号三三九頁参照)、被告 人の公民権を停止したことが憲法一四条に違反する旨の主張は、実質は単なる法令 違反の主張であり、その余は、量刑不当の主張であつて、適法な上告理由に当たら ず、被告人本人の上告趣意は、違憲(一四条、三一条違反)をいう点を含め、実質 は単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、適法な上告理由に当たらない。

よつて、刑訴法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和六三年二月五日

最高裁判所第二小法廷

之	久	野	奥	裁判長裁判官
次	圭		牧	裁判官
郎	六	谷	島	裁判官
昭		島	藤	裁判官
_	保	Ш	香	裁判官